

## 那覇家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成21年7月7日（火）午後2時～午後4時

### 第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）

上原徹，金武正八郎，佐々木正輝，秦秀人，富田詢一，西謙二，比嘉正，  
宮尾尚子，宮里玲子，宮良直人，横江崇（五十音順，敬称略）

（説明補助者）

渡邊事務局長，桑原首席家裁調査官，熊谷首席書記官，池之上次席家裁調  
査官，賀村訟廷管理官

（庶務担当）

北原総務課長（書記）

### 第4 議事

（発言者の略記=◎：委員長，○：委員（裁判所委員は□），■：説明補助者）

#### 1 開会宣言

#### 2 新任委員の紹介（金武正八郎，秦秀人，西謙二，比嘉正）

#### 3 委員長選出（西謙二）

#### 4 委員長あいさつ（西謙二）

#### 5 意見交換（テーマ「那覇家庭裁判所における少年非行の現状と取組」）

##### (1) 裁判所の説明（項目のみ）

那覇家庭裁判所における平成20年改正少年法（少年審判の傍聴，審判状況  
の説明）の運用状況

##### (2) 意見交換等

○ 弁護士，弁護士会としては，被害者の審判傍聴は少年にとってよくない  
のではないかというのが基本的な立場であり，少年が審判の中で萎縮するの

ではないかという問題、プライバシーの問題、少年に対する今までのような教育的措置が執れるのかというような問題がある。それで、国会の中でも若干修正されて少年法が改正されたという経緯がある。運用としてはあるが、家庭裁判所でもそのような配慮をしてもらっていることは大変ありがたいと思っている。ところで、全国の統計データで、被害者の審判傍聴が不許可になったのは2件で、そのうち審判不開始1件、申出資格なし1件ということで、実質的には全件許可されているという状況であるが、果たして、少年の健全な育成を妨げるおそれがない場合でないと被害者の傍聴は許可しないという要件を家庭裁判所が厳格に判断されているのか疑問である。今後も、被害者の苦しみや、審判で加害者である少年がどういった態度をとるのか、審判でどういった話になされるのかなどについて、被害者が気になるということは当然あると思うので、少年の健全な育成とのバランスを取りながら被害者の傍聴制度の運用を行って行ってもらいたいと思う。

○ 審判廷を前回の委員会の際に見せてもらい、家庭裁判所がかなり配慮しているということを感じたが、被害者が傍聴することで、親同士の心理的な葛藤が増すのではないかと思うが、その辺の配慮はどのようになっているのか。

■ 御指摘のとおりであり、少年の保護者と被害者の保護者の接触を避けるように家庭裁判所に来ていただく時間帯をずらしている。導線も事前に全部検討しており、絶対にすれ違わないようにしている。また、審判中に不規則な発言等がないように被害者の保護者に裁判所職員を常時付き添わせ、何かあるような場合は事前に察知して落ち着いていただくように対応している。少年の保護者及び被害者の保護者の葛藤が深まることのないよう十全の配慮を行っており、これからもそのようにしていきたいと考えている。

◎ 問題がないよう庁を挙げて対応しており、シミュレーションなども行って備えた。

○ 傍聴者の席はどこになるのか。

- 少年及びその保護者席の後方に傍聴席を設けている。
- 国会審議の過程で、少年及びその保護者と被害者の間の距離をなるべくとって不測の事態が起こらないように配慮するという議論があったので、家庭裁判所としても、できるだけ距離がとれるよう通常の審判廷よりも広い法廷を改造して審判廷として使用しており、一定の距離を保ちながら双方の安全を図るように対応している。
- 先ほど被害者傍聴が実質的には全部認められており懸念されるという意見があったが、被害者配慮を実現するために庁一丸となって努力しているところ、少年の健全育成の観点から審判の進行上必要がある場合は、被害者の傍聴を許す場合でも被害者を一時退室させることもある。
- 意見陳述の時期であるが、実際の傍聴の席で行うのか、それとも別室で行うのか。
- 審判の際に審判廷の中で行ったり、他にも家裁調査官による意見陳述の聴取とかいろいろあり、全件について審判廷で行われるというわけではない。

### (3) 裁判所の説明（項目のみ）

那覇家庭裁判所における新しい保護的措置及び新規補導委託先の開発

### (4) 意見交換（主な意見）

- 補導委託先が増えてきており、また、資格がとれるところもあるということであり、いいことであると思いつながりながら説明を聞いていたが、人里離れた補導委託先などで少年が問題を起こしたりしないか心配である。少年を受け入れた補導委託先が困ったようなことはないか。
- 新しく開発した補導委託先（以下「新規補導委託先」という。）についても、従前から少年を預かっていたという経緯もあり、不登校や非行少年の指導についてかなりのノウハウ、経験を持っており、少年の受け入れについて特に大きな問題もなく推移している。指導員や寮の舎監の先生もおられ、その経験を踏まえて指導してもらっている。ただ、補導委託という形では初めてなので、一時帰省の在り方や携帯電話は持たせないとかというような補導委託上の決まり

については、家庭裁判所と補導委託先が連携しながら指導を行っているところである。

○ 教育的措置は少年事件のどの段階でなされているのか。また、以前、新規補導委託先に少年を個人的にお願いしようとしたが、費用の問題で、結局、お願いできなかったことがある。補導委託の場合は費用なしでお願いできるのか。

■ まず保護的措置の時期の点であるが、家裁調査官の調査の段階で調査の一環として看護師と連携して行っていることもある。審判の前あるいは審判の中で教育的な働き掛けとして行われることもある。調査、審判の中で、家裁調査官、裁判官が事件終局まで教育的な働きかけを行っているということになる。次に補導委託にした場合の費用の点であるが、新規補導委託先に個人的にお願いする場合には、寮の費用や資格取得のための費用として3、40万円かかるため、少年を預けることについて少年の保護者にかなりの意欲があっても経済面で預けることができない家庭もある。補導委託の場合には、補導委託先にかなり配慮していただいております、少年及びその保護者からの徴収金なしにその費用をほぼ賄うことができる。そのような意味合いでも今後更に活用していきたいと考えている。

○ 新規補導委託先における補導委託の期間はどの程度か。

■ 通常の場合には、4月入学、10月卒業であり、半年間を基本として一つのプログラムが流れていて、それで一通りの資格が取得できるよう計画を立てて進んでいく。補導委託の場合には、入所時期がばらばらになるが、入所時期にかかわらず4、5か月あれば資格が取得できるよう、この点についても補導委託先に配慮していただいております、それを一つの目途として補導委託を行っている。

□ 本州の方では、地続きであり、また、親戚も関東などにいるというような人たちが比較的多くいて、少年を地元と切り離すために県外に出すというケースは割と多かったが、沖縄では、それが難しい。少年を県外に出すには、地理的にも遠いし、費用もかかるし、知り合いなどの人的な伝手も少ないというこ

とで、少年を地元と切り離したくてもそれができないというケースが多い。仮に本州などに少年を出して地元と切り離すことができたとしても、逆に遠すぎて親の監護が届きにくいという側面があるので、沖縄の大事な子供たちは、地元で更正していけるのが理想だと思っている。それで、沖縄の社会で、深夜徘徊、飲酒、交通違反などはよくないという機運がもっともっと高まっていけばいいと思うし、家庭裁判所の保護的措置や補導委託なども少年を地元でよくしていこうという取組の一つと思っているので、保護的措置や補導委託などについてみなさんに理解していただき、保護的措置や補導委託について考えられるアイデアなどの意見をいただければ、それを参考に考えて行きたいと思っている。

○ 補導委託前の少年の状態というのが想像できないが、施設に收容されたりしているのか。

■ 保護者と一緒に生活しているいわゆる在宅の少年、少年鑑別所に收容中の少年のいずれについても補導委託が可能な制度となっているが、現在補導委託をお願いしている少年は、少年鑑別所入所中に補導委託になった少年が多い。

○ 再犯の割合はどの程度か。

■ 手元に正確なデータがないが、全国的には、少年事件の再犯率はそれほど高くない。審判不開始及び不処分で終わる事件の8割程度については、1回の非行で終わっており、再犯はない。ただ、保護観察や少年院送致になった少年の再犯率は若干高くなりがちであるが、この場合でも3割5分まではいかないと思う。沖縄は、全国と同じ傾向ではあるが、地域との結びつきが強く、一度非行少年というレッテルを貼られると抜け出し難い面があり、保護観察や少年院送致になる率が全国平均に比べて若干高くなっている。

○ 沖縄の非行少年の特徴の一つとして、14、5歳の低年齢の少年の事件が多いという気がする。事件自体はそれほど重くない粗暴犯や窃盗であり、凶悪な犯罪が多いということはないが、軽い事件を小さいときからやってしまうという印象を受けている。飲酒や深夜徘徊もデータの的にはかなり多い。この前、

旭川に出張したが、沖縄とは気候が全然違い、夜は寒くて出歩けない。旭川のようなところで夜出歩くと死んでしまうのではないかと思った。沖縄の風土と気候はどうしようもないことかもしれないが、そういったことが沖縄の少年非行に影響していると強く思った。また、家庭の環境もかなり影響しているという気がする。少年自身は、いいも悪いも単純で、それほど根深い内面的な問題があるわけではなく、ちょっと手助けして家庭環境の調整や教育を行えばよくなる少年が多いという印象を受けている。家に帰してあげたいが、家庭の環境が悪くて家に帰せないという中で、弁護士としても、少年の立ち直りを何とか助けてやりたいという悩みが非常に大きい。家庭環境が悪くて少年を家に帰せないけど、どこか少年を受け入れてくれるところがあれば非常に助かる。弁護士としても、そのようなところがないかということで、就職先や家族以外の少年の身元引受先を探すため奔走しているが、協力してもらえるところがなかなかない。東京や大阪のように大きいところでは、弁護士が、NPOを立ち上げて、アパートやマンションを借りて少年に暫くの間そこに住み込んでもらって、ボランティアに協力してもらいながら仕事を探してあげたりしている。沖縄では、そこまではできないが、補導委託先に個人的にお願いしたりしており、受け入れてもらえるところがあるというのはありがたい。保護者の費用負担がないような形で家庭裁判所に補導委託をやってもらえるのは非常にありがたい。非行少年を暖かく受け入れてもらい、少年の更生、教育に協力してもらえる方がもっともっと増えればと思う。

○ 離婚事件を調停で解決する際には、子供の幸せのためにはどちらが親権者になった方がよいかということをもっと真剣に考えて調停に臨みたいと思う。

○ 昨年7月に着任して一番最初に気付いたのは、沖縄は学習塾が多いということである。夜遅くまでもの凄く勉強している。沖縄の方は、子供の塾の送迎をするなど、子供の教育にももの凄く熱心で、子供を非常に大事にしていると思った。ところが、事件を通して見ると、深夜徘徊型の非行が多く、そういう目で改めてみると、夜中にコンビニの前でおしゃべりをしている少年もいる。両

親が離婚していて、母親が仕事で夜も家にいないような場合は、一人で家にもつまらないので外に出る。両極の難しさがある。アルコールを飲み出す年齢も非常に低い。根深いものがある。そのような中で、家庭裁判所が様々な工夫をして相当の成果を出しつつあり、明るい展望の兆しが見えている。検察の立場でできることには限界があるが、努力していきたい。

○ 本土では考えられないが、夜の10時でも高校生が平気で制服を着て道を歩いている。そういう沖縄の現実を見て驚いたが、更に驚いたことは、沖縄の居酒屋では保育園のような子供の遊び場が設けられていて、親がそこで2、3歳くらいの子供を遊ばせながら飲酒しているということである。そういう光景を見て、これは沖縄の社会全体で考えていかなければならない問題だと思っていたところ、本日、家庭裁判所が苦勞して少年非行の再発防止に取り組んでいることを知って感動した。

□ 裁判員制度が始まり、裁判所に対する国民の注目が集まっている中で、裁判所としては、これまで以上に司法作用の責務を全うしないといけないし、また、司法サービスの質及び満足度というのも非常に問われているところである。したがって、家庭裁判所の少年審判は、非行少年の健全育成を最大の使命として行っているところではあるが、被害者にとっても家庭裁判所の手続を経て有益であったと思ってもらえることも重要であるから、被害者の意見などが十分に聴取できる取組を行う必要があるし、仮に少年の健全育成で何らかの手続上の制約があったような場合にも、被害者に審判の手続そのものを理解していただくことで、被害者としての満足をいただけるようにしなければならないと思っている。被害者の意見を十分に聴くことができれば、それを審判において少年に還すことによって、少年の非行に対する自覚を高めることにつながるのではないかと考える。それから、保護的措置の関係であるが、裁判所に注目が集まっているこの期を利用して、家庭裁判所の保護的措置や補導委託に対する国民の理解を深めていき、そうすることによって、保護的措置や補導委託に協力していただける方が増え、また、保護的措置や補導委託のメニューが更に広がっ

ていけばと考えている。

6 次回テーマ

- ◎ 意見が出ないので、前回と同様に、期日の2か月前に議題についての照会書面を送付して意見を聴取する。

7 次回開催期日

平成22年3月2日（火）午後2時

8 閉会宣言